

■ 基本目標Ⅱ 地域福祉のネットワークづくり

基本施策Ⅱ-1

住民主体による地域福祉活動の推進

■ 現状と課題

住民同士のふれあいが薄れ、伝統的な助けあい、支えあいの関係が失われつつあるなか、地域住民が抱える生活課題を複雑化、深刻化させ、その存在を見えにくくさせています。

地域の福祉課題に対し、住民同士の支えあい、助けあい、見守りを基本とした地域の力で問題を解決していくことが、今、求められています。

地域には様々な福祉活動を行う団体、組織があり、それぞれが独自の目的をもって活動しています。しかしながら、各組織・団体間の連携が十分でないため、その活動の幅は狭く、きめ細かな地域福祉活動にはつながっていないのが現状です。

地域での福祉活動への支援は、社会福祉協議会*が、その推進役として中心的な役割を果たしていますが、今後、さらなる地域福祉の推進を図るため、市と社会福祉協議会*が連携し、住民主体の地域福祉活動を側面から支援することが必要です。また、身近な福祉課題、生活課題を地域全体で共有し、解決できるよう、町内会、ボランティア、福祉関連施設・事業所などに至るまで地域住民のネットワーク*を構築することが求められています。

市では、協働*の考え方を明確に、進む方向性や手法を具体的に示した「市民協働推進指針*」に基づく「住民協働組織*」を、単位町内会や連合町内会の従来の活動に配慮した中で設置を推進しています。

市民の声

- 小規模でいいので、既存の公的施設や民間施設を利用した地域の『集いの場』が、歩いて通える場所にあれば良いと思います。
- 町内会の役員のなり手が不足しています。役員選出は今までのやり方を世襲しがちで輪番制を繰り返し、担い手が育っていきません。毎年、町内会の役員が代わるので、地域福祉がなかなか定着しないし、意識も低いと思います。
- 地域のことを住民が共有しなければならないと思います。ごみステーションの位置から一人暮らし高齢者宅までを落とした地域生活環境マップを作成しました。名前だけの名簿だけでは分からなかったものが、マップにすると見えてきます。地域がわかれば、地域の担い手も見えてくるのではないかと思います。
- 住民協働組織*が組織されてきていますが、地域の課題解決に向けた話し合いなどはこの地域福祉計画に盛り込まれている内容とほとんど一緒です。住民協働組織*の範囲は、広

■ 第4章 施策の展開

すぎて福祉活動を行うには難しいので、うまく連携できないものかと思います。

- 民生委員が月に1度ぐらいのペースで来ていただけないでしょうか。独居老人の把握に民生委員と町内会が連携して取り組めば、声かけ運動や除雪の手助けなどもできます。何かあってからでは遅いので、すぐ気がつくよう、安否確認ができないものかと思います。

推進施策Ⅱ-1-(1) 継続的な地域福祉課題の把握

① 地域課題を考える住民懇談会の開催

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
地域でおきる様々な生活課題を解決するためには、一部の組織、団体関係者のみならず、全員が情報を共有し、共通認識を図ることが必要です。 このため、地域住民や地域内活動者が幅広く積極的に参加・交流し、どんなに小さな地域内の福祉課題、生活課題などでも気軽に話し合える場として「地域課題を考える住民懇談会」を開催します。	23→27	◎	◎	○	○
	市の所管	社会福祉課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間（年度）				
		H23	H24	H25	H26	H27
・ 地域課題を考える住民懇談会の開催 (地域福祉に関するアンケート調査)	有	15 地区	—	15 地区	アンケート調査	15 地区

推進施策Ⅱ-1-(2) 地域福祉活動の拠点づくり

① 地域活動拠点施設の整備の検討

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
地域住民が主体的に地域活動を行うため、誰でも気軽に活用でき、話し合いや交流などが行える拠点の確保が必要です。 このため、アンケートや地域懇談会等で市民、地域から出された意向を見極めながら、高齢者福祉会館などの公共施設のほか、民間施設も含め、地域の既存施設を有効活用した地域福祉活動の拠点づくりを推進します。	23→27	◎	◎		
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 農政課 市民活動課 市民協働推進課			

推進施策Ⅱ-1-(3)	小地域福祉活動の推進
-------------	------------

①地域福祉活動合同推進本部との連携強化

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>北見市地域福祉活動合同推進本部は、民生委員児童委員協議会、北見市自治会連絡協議会、社会福祉協議会※、北見市の4者で構成され、地域福祉推進のための普及、啓発活動を行っています。</p> <p>今後、全市的な地域福祉活動を進めるため、推進本部の組織や活動内容についての周知徹底と関係団体との連携を図り、組織機能の充実に努めます。</p>	23→27	○	◎	○	○
	市の所管	社会福祉課			

②町内会福祉活動の推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>住民同士のふれあいが薄れ、伝統的な助けあい、支えあいの近隣関係が失われつつある今、地域でのきめ細かな福祉活動を進めるためには、程よい人間関係の中で、地域の社会資源を再発見し、地域コミュニティ※を再構築することが必要です。伝統的な地縁組織である町内会に福祉部の設置啓発を進めるとともに、自主的な地域福祉活動を側面から支援します。</p> <p>また、町内会で取り組まれている地域福祉活動の実践事例を広く紹介し、活動機運の高まりを図ります。</p>	23→27	○	◎		◎
	市の所管	社会福祉課 市民活動課 市民協働推進課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間(年度)				
		H23	H24	H25	H26	H27
・地域福祉活動モデル事業※ (ふれあいいいきサロン活動の普及促進)	有	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所

◆地域福祉活動モデル事業とは

社会福祉協議会の事業で市内の町内会などの中から「福祉活動実践モデル地区」を指定し、隣近所のふれあい、交流を基本に、身近な生活の場での地域福祉活動を側面から支援し、小地域福祉活動を全市的に推進していく事業です。

③小地域ネットワーク事業の推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
自助、共助、公助※のそれぞれが存分に機能し、助け合い、支え合うまちを実現することを目的に、市民協働推進指針※が策定されました。指針に基づいた住民協働組織※の設置を進め、地域住民相互の交流、見守り、除雪活動など多様な地域の実情に合った福祉事業を展開します。	23→27	○	◎	○	◎
	市の所管	社会福祉課 市民協働推進課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間（年度）				
		H23	H24	H25	H26	H27
・小地域ネットワーク活動	有	45地区	45地区	45地区	45地区	45地区

推進施策Ⅱ-1-(4)

個人情報の取り扱いの適正化

①個人情報の取扱事項に関する啓発（※重点事業）

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
個人情報の取扱いについては、情報の使用目的を明らかにし、本人の意思を尊重することが大切です。しかしながら、個人情報保護への過剰な反応と思われるケースも多々あることから、個人情報の取扱いに関する正しい理解が必要となります。 町内会の会員名簿や世帯カードの作成をはじめ、住民に関する情報を共有するため、「個人情報保護の手引き」を活用し、地域住民懇談会などで個人情報の保護に関する住民への意識啓発を推進します。	23→27	◎	◎		◎
	市の所管	社会福祉課 市民活動課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間（年度）				
		H23	H24	H25	H26	H27
・『個人情報保護の手引き』の有効活用のPRと研修会等の開催	無	実施	実施	実施	実施	実施

推進施策Ⅱ-1-(5)

社会福祉協議会との連携強化

①地域福祉実践計画の取り組みと広報活動の支援

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
地域福祉推進の中核的組織である社会福祉協議会※との連携を一層強化するとともに、本計画と連動した「地域福祉実践計画」の取り組みを支援します。 また、社会福祉協議会※の活動内容や事業についての広報活動を支援します。	23→27	◎	○		
	市の所管	社会福祉課			

推進施策Ⅱ-1-(6)

民生委員児童委員活動の推進

①民生委員児童委員活動の周知、研修の充実

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
民生委員児童委員※の役割や活動内容を、広く市民周知を図り、地域と連携した民生委員児童委員※活動を支援します。 また、日々変化する福祉に関する知識や新しい制度など、随時、情報提供を行い、スキルアップを目指した研修活動の充実など、民生委員児童委員※活動を支援します。	23→27	◎			
	市の所管	社会福祉課			

◆市民協働推進指針とは

平成19年3月、市民会議である北見市タウン・ネットワーク懇話会から協働や地域コミュニティの推進に関する最終報告書が市長に提出されました。この後、市長は北見まちづくり協議会に「地域コミュニティのあり方について」を諮問し、平成20年1月には、より具体的な答申がありました。さらに地域課題を考える住民懇談会や町内会長アンケートにより、コミュニティに関する課題など市民のさまざまなご意見を伺ってきました。

これらを受け、協働の考え方を明確にし、当市が進む方向性や手法をより具体的に示したものがこの指針です。本指針に基づき、当市は常に協働の視点を持ちながら各種施策を推進することになります。指針が目指す理想は、自助、共助、公助のそれぞれが存分に機能し、助け合い、支え合うまちが実現することです。協働の領域は簡単に線引きされるようなものではなく、行政と市民相互の主体的・積極的な連携と歩み寄りにより確立されていくものです。

◆住民協働組織とは

市民協働推進指針に基づき、おおむね小学校通学区域内のさまざまな団体で構成され、地域の課題解決に向けた話し合いや活動を行うための組織です。

基本施策Ⅱ-2

緊急時・災害時に備えた地域のネットワークづくり

■現状と課題

近年、全国各地で発生した地震・台風・大雪などの自然災害は、大きな被害をもたらし、市民の防災意識は高まっています。

こうした災害による被害を最小限に抑えるためには、身近な地域での救助活動ができるよう、近隣住民や町内会による日頃からの連携と、実質的な自主防災活動を積極的に取り組む必要があります。

特に、一人暮らしの高齢者や障がい者、とりわけ重度の障がい者は、災害時に自分で避難できなかつたり、周囲に知らせることができなかつたりと支援の必要性が高く、安否確認、避難誘導を含めた支援体制の確立が求められています。

また、認知症*高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が悪質な訪問販売等の消費者被害に遭うケースが増えており、安全な地域づくりを進めるためにも、日頃の地域住民の連携や地域内活動者の見守り活動など地域でのきめ細かな福祉活動の展開と市民の防犯意識を高めていく必要があります。

市民の声

- 平成16年に起こった大雪災害の時、最終的には地域住民相互のつながりの大切さを感じました。
- 大雪災害の時、雪に埋もれている排気口の雪かきなど、近隣同士で自然発生的に行動ができたのが良かった。
- 災害が起きたとき、地域などの小さい単位が対象となります。地域として何ができるのかが大切だと思いました。
- 断水時には民生委員や行政よりも隣近所が一番早く対応してくれて大変助かりました。
- 断水の時、高齢者宅など気にはなっていたが町内会として組織的に動くことができなかったため、今後何とか取り組みたいという思いが強くなりました。
- 昨年暮れに緊急カードを作成しました。完成したカードを各家庭の冷蔵庫に保管し、町内会で緊急連絡網を作成したが、今後はそれを元に演習など訓練(実技)する予定です。
- グループホーム*が近所にあるので、その訓練を見学・参加しましたが、災害時などに施設への支援体制がスムーズにできる体制を町内会として考えています。
- 安否確認などの活動を住民協働組織*で行うとしたら、民生委員の仕事とかなりの部分で重複することになります。防災では民生委員と地域が連携しないと細かい部分までわからないのが実情と思います。

推進施策Ⅱ-2-(1)

地域の防災・防犯活動の推進

①地域の防災活動の推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
災害時の被害を最小限に抑えるためには、自助、共助※を基本に、町内会や近隣住民による自主防災活動に取り組む必要があります。 このため、防災マップ※や広報などによる防災・減災に関する情報を継続して提供します。 また、防災訓練を通じて、災害時の援助活動などでの連携を確保するとともに、自主防災組織の役割と必要性を啓発し、地域の実情に合わせた組織の育成と活動を支援します。	23→27	◎	○	○	◎
	市の所管	防災対策・危機管理課 市民活動課			

②要援護者の支援体制の確立 (※重点事業)

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
災害時に自力や家族の力だけで避難できない高齢者や障がい者等の災害時要援護者※が、地域において避難支援を受けられる体制が必要です。 避難支援を進めるにあたり、普段から町内会や近隣住民を含めた身近な人たちの結束した取り組みが不可欠です。 これを組織的・継続的に進めていくためには、要援護者の把握、情報の共有、支援に関する事項をまとめた全体計画「(仮称)災害時要援護者※支援マニュアル」の作成と、要援護者一人ひとりの個別計画「要援護者台帳※」の必要性を知らしめ、支援体制の確立を進めます。	23→27	◎	○	○	◎
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 防災対策・危機管理課 市民活動課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間(年度)				
		H23	H24	H25	H26	H27
・(仮称)災害時要援護者※支援マニュアルの作成	無	作成	—	—	—	—

◆要援護者台帳とは

災害時に、家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする重度の障がい者やひとり暮らし高齢者など災害時要援護者が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、支援体制を確立し、これらの者が地域内で安心・安全に暮らすことができるよう、民生委員児童委員、町内会等地域コミュニティのご協力を得て、災害時要援護者台帳を整備し、災害時の避難支援に活用するものです。

③情報伝達体制の強化

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>災害時には高齢者や障がい者等に配慮した、迅速かつ正確な防災情報の伝達が求められています。</p> <p>情報の送り手である市は、多様な通信手段の確保に努める必要があります。一方、情報を受ける市民や事業者は、各々に見合った収集方法並びに、町内会の連絡網などを活用した伝達方法を定めておく必要があります。また、家族との連絡方法を定めておくことも必要です。</p> <p>こうした情報伝達に関する啓発を図り、洪水など地域で発生する災害を想定した情報伝達訓練・避難所参集訓練を通じ、情報伝達体制の強化を推進します。</p>	23→27	◎	○	○	◎
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 防災対策・危機管理課 市民の声をきく課 市民活動課			

④防災ボランティアの受入体制の整備

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>災害発生時には、被災者の救出、避難所設営など、町内会や近隣住民だけでは十分な活動を行うことが困難です。</p> <p>このため、「北海道の防災ボランティア※」に基づき、災害時のボランティアの受け入れなどの対応を適切に行い、迅速かつ効果的な支援活動を可能にする防災ボランティア※活動体制を整備します。</p>	23→27	◎	◎		
	市の所管	社会福祉課			

⑤地域の防犯活動の推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>地域住民の安全を守るため、警察などの専門機関、指導員との連携を強化するとともに、PTA、地域住民、民生委員児童委員※、高齢者クラブ等による小中学校の登下校路の見守り、地域防犯パトロール隊、子ども110番の家※などの活動を支援し、実態に合わせた安全な地域づくりを推進します。</p> <p>また、街頭啓発活動や地域安全ニュースなどの広報活動を通じ、市民の防犯意識や関心を高めていきます。</p>	23→27	◎			◎
	市の所管	社会福祉課 市民活動課 青少年課 教育委員会指導室			

◆子ども110番の家とは

不審者・変質者から児童生徒を守り、犯罪のないまちづくりに役立てることを目的に、町内会、PTAなど地域ぐるみの防犯活動の一環として、平成13年より取り組まれています。子ども110番の家では、軒先に専用ステッカーが貼られており、平成21年度の設置数は、保護者、町内会、商店、事業所などを含めて3,686戸であり、犯罪抑制に繋がっています。